

令和7年度厚生労働省委託
「EBPM推進に関する業務一式」事業
第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

議事次第

日 時 令和7年12月10日（水）15:00～17:00

場 所 WEB 会議形式にて開催

- 議 事
- 1 開会
 - ・はじめに
 - ・委員紹介
 - ・座長等の選定
 - 2 EBPM実践の取組状況の検証
 - 3 今後の取組について
 - 4 その他

配付資料

- 資料1 厚生労働省におけるEBPMの実践の取組方針及び取組状況について
資料2 重点フォローアップ事業への支援・助言について
資料3 効果検証対象事業の取組状況について
資料4 その他EBPMの取組について
資料5 今後の効果検証のスキームについて

参考資料

- 参考1 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会開催要綱
参考2 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめ（令和6年度）における今後の課題への対応

厚生労働省における E B P M の実践の取組方針 及び取組状況について

令和7年度 第1回 厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会
(令和7年12月10日)

厚生労働省政策統括官付
政策立案・評価担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和7年度のEBPMの実践について(取組方針)

内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針(令和7年2月21日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 予算事業で行っている**行政事業レビュー**において、「**基礎的なEBPM**」を**実践**する。
- **行政事業レビューシート**が、政策立案のプロセスを言語化、文書化して蓄積し、政策立案の質の向上につなげていくものであると正しく理解し、「過去の事実の説明」のみならず、**政策立案や予算要求という将来に向けての「意思決定」の一環として積極的に活用する**。
- 画一的なやり方を当てはめるのではなく、**事業の性格を踏まえたメリハリをつける等、合理的・効率的なやり方で行政事業レビューシートの作成を行う**。
- 各府省は、自律的に行政事業レビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、**府省内で優良事業改善事例の選定・表彰を行う**。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・改善、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。

※前年度から大きな変更はない

厚生労働省における令和7年度の取組方針

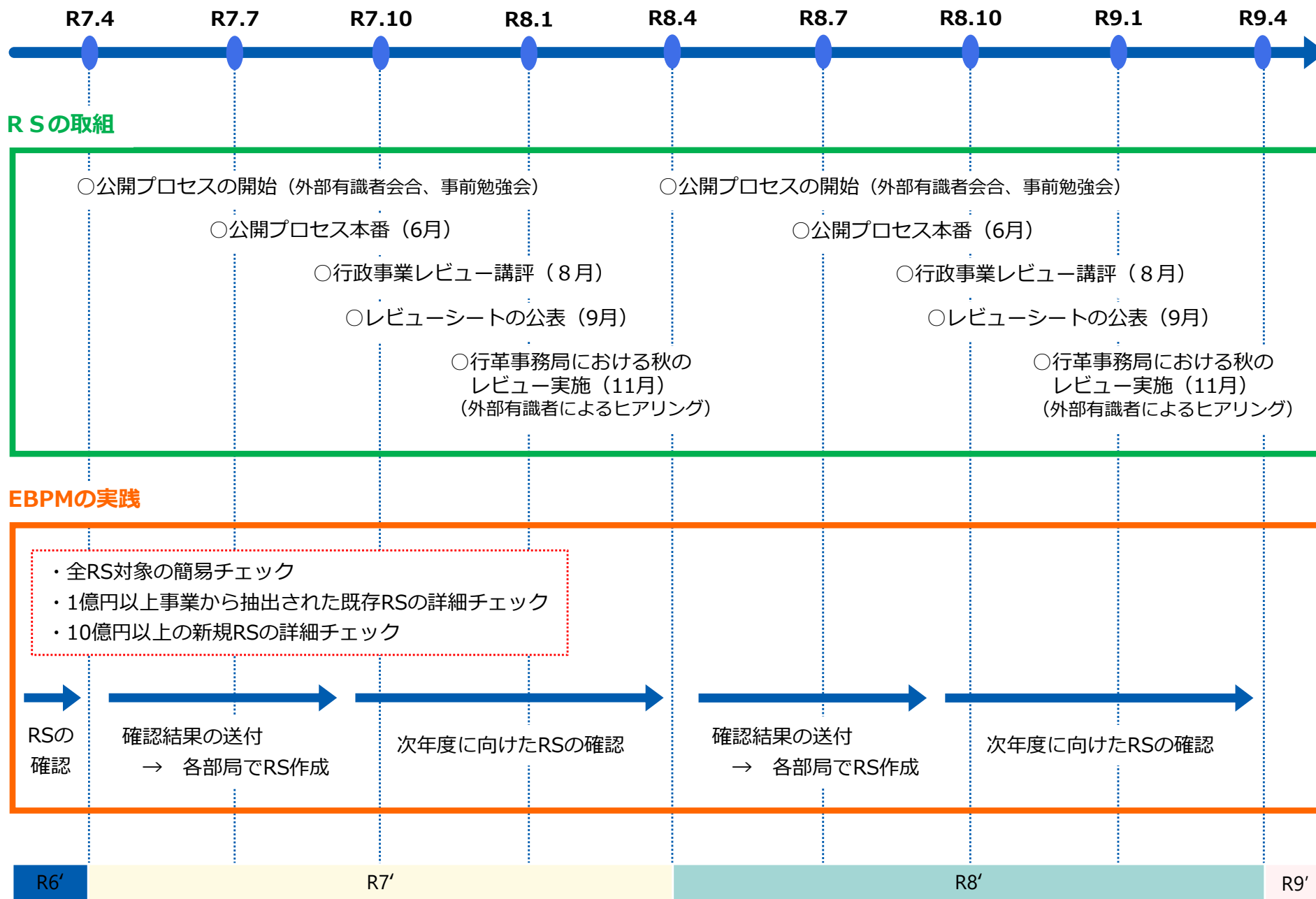
- 各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）において「**基礎的なEBPM**」を**実践**し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、予算事業については**行政事業レビューシートを活用し「基礎的なEBPM」の実践を進める**※1。
- ① 全ての行政事業レビューシートについて、品質管理を進める。特に、令和7年度に作成する予算要求に向けたレビューシートに関して
 - ・ 長期・中期・短期アウトカムが設定されているか、長期アウトカムの目標年度が適切に設定されているか。
 - ・ 「現状・課題」欄について、事業の目的に対応する形で具体的な問題を記載しているか、問題に対応する形で具体的な原因を記載しているか、現状をデータを用いて説明しているか。
 といった観点を主なポイントとして品質向上に努める※2。
- ② さらに、来年度に向け、確認結果を踏まえた行政事業レビューシートの見直しを進める。
- ③ 既存事業に関しては概算要求額が1億円以上の事業の中から選定した事業を、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象に、翌年度に向けた専門家による詳細な内容確認を行い、事業所管部局は当該内容確認の指摘事項を踏まえたレビューシートの見直しを行う。
- 優良事業改善事例の選定・表彰など、その他の取組について、行革事務局の方針に沿って対応していく。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する※3。

※1 行政事業レビューシートを活用し基礎的なEBPMを実践する担当者を対象に、4月から6月に「EBPM実践担当者研修」を必須研修として開催

※2 EBPMアクションプラン2024と関連する事業については、EBPMアクションプラン2024の内容と関連する行政事業レビューシートの内容を連携

※3 令和5年度までに実践事業に選定された事業については、令和7年度までフォローアップを実施、効果検証対象事業については令和8年度まで効果検証を実施予定

参考 E B P Mの実践のスケジュール



令和7年度のEBPMの実践にかかる各取組の概要について

EBPMよろず相談所

- 毎週1回（10月以降は隔週1回）、1回あたり2時間、EBPMよろず相談所を開設。専門家を配置し、各部局の職員から寄せられるEBPMに関連する相談に専門的知見を活用しつつ対応を行う。10月末までに17件の相談に対応。
- 実施期間は令和7年4月22日（火）から令和8年2月末までの予定。

行政事業レビューシートの確認

- 「EBPMアクションプラン2024」と関連する事業の行政事業レビューシートの「概要・目的」、「効果発現経路」、「点検・評価」の内容の整合性が確保されているかなどについて、委託業者による詳細なチェックを実施。作業期間は令和7年6月から8月。
- 概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象として、行政事業レビューシートの記載内容について、委託業者による詳細なチェックを行う。作業期間は令和7年9月から令和8年3月上旬。
- 全ての行政事業レビューシートについて、「現状と課題」欄が具体的なデータを用いて論じられているか、長期アウトカムが適切に設定されているかなどについて、生成AIも活用し、職員による簡易チェックを行う。作業期間は令和7年12月から令和8年2月末。

令和7年度のEBPMの実践にかかる各取組の概要について

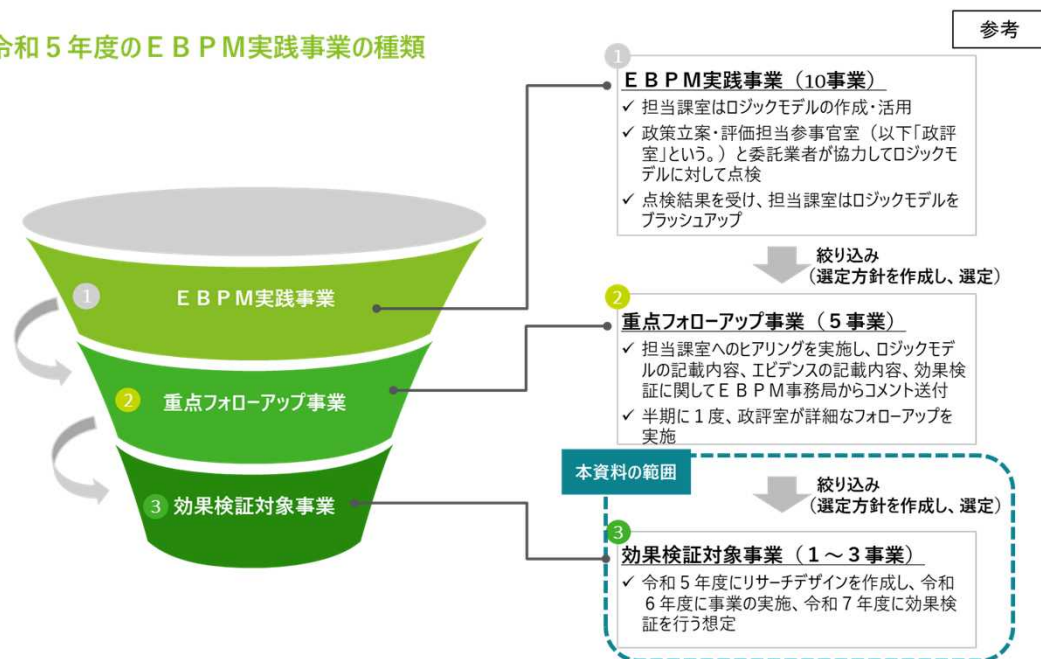
過年度の重点フォローアップ事業への支援・助言

- 令和5年度のEBPM実践事業から選定された5事業について、専門的立場からロジックの整合性、適切な指標取得、効果検証を見据えた改善点等について整理しコメントを行う。
- 実践年度から2年後まで、各年6月と12月に実施予定(計4回)。

効果検証

- 令和7年度は「困難な問題を抱える女性支援推進等事業(社会・援護局)」について効果検証を行う。
- 残りの令和5年度選定の効果検証対象事業(2事業)については、データの取得や事業の実施状況等について取組状況の確認を行う。

令和5年度のEBPM実践事業の種類



令和5年度EBPM実践事業 (令和7年12月10日現在)

参考

EBPM実践事業数

総事業数	新規事業	モデル事業	大幅見直し事業	その他
10事業	2事業	2事業	2事業	4事業

EBPM実践事業一覧

※ ○ は重点フォローアップ事業。

事業名	
○ 1	重症患者診療体制整備事業
2	AMRに関する臨床情報センター事業
3	医薬品等承認審査費
○ 4	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組
○ 5	副業・兼業に関する情報提供モデル事業
○ 6	労働者協同組合法の円滑な施行
7	戦傷病者福祉事業
○ 8	地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業
9	フリーター等支援事業
10	医療系ベンチャー育成支援事業

令和7年度のEBPMの実践にかかる各取組の概要について

EBPM研修

- 行政事業レビューシートの担当職員を対象として、行政事業レビューシートを用いて実施する「基礎的なEBPM」の実践に必要な知識の習得等を目的とするEBPM実践担当者研修をe-ラーニング形式で実施。実施時期は4月24日（木）から6月末。
- EBPMに関する業務に従事している職員、EBPMに関心のある職員を対象として、アウトカム志向による問題解決を始め、EBPMに関する基礎的な知識を習得してもらうための基礎研修（80分程度）をe-ラーニング形式で実施。実施時期は10月1日（水）～10月31日（金）。
- EBPMの実践に取り組む職員、関心の高い職員等を対象として、政策・施策効果の考え方を始め、EBPMに関する発展的な知識を習得してもらうための応用研修（3時間程度）を対面で実施。研修日程は10月22日（水）、10月29日（水）。

第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

重点フォローアップ事業への 支援・助言について

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2025年12月10日



令和5年度の有識者検証会で5事業を選定しており、今年度は年2回、各事業に対して適切に効果検証等を実施する上で必要な助言を行う

選定年度	事業名	部局名
令和5年度	1. 重症患者診療体制整備事業	医政局
	2. 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	労働基準局
	3. 副業・兼業に関する情報提供モデル事業	職業安定局
	4. 労働者協同組合法の円滑な施行	雇用環境・均等局
	5. 地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業	老健局

主に、ロジック及び効果検証という観点から、事業の論理構造やアウトカム等の妥当性、効果検証に向けたデータ取得/分析について助言を行った

	項目	主な助言内容
ロジック	事業の論理構造	<ul style="list-style-type: none">• 昨年度のコメントに基づき、短期アウトカムの一部を中期アウトカムに変更するなど、事業の論理構造の精緻化・明確化に向けた検討がなされている
	アウトプット	<ul style="list-style-type: none">• 目標値を大きく下回っているため、事業として目指すべき姿、そのための手段、利用ニーズ等を改めて確認することも必要ではないか
	アウトカム	<ul style="list-style-type: none">• アウトカムの定義が定まっていないため、事業の進捗・効果把握のためにも、早急に検討・確定することが望ましい
効果検証	データ取得/分析	<ul style="list-style-type: none">• 研修後の意識変容を測るためのアンケート実施に加えて、一定期間経過後の行動変容を測るためのフォローアップ調査を検討するなど、効果検証に向けて、適切に検討がなされている• フォローアップ調査の実施にあたっては、実務での活用が困難な理由・要因も併せて把握し、事業改善に活用してはどうか• 研修・セミナーの満足度については、取組ごとに取得した上で、取組前後での変化の有無やその大きさ、目標値の乖離を確認することが望ましい

第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

効果検証対象事業の取組状況 について

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2025年12月10日



効果検証対象事業は3事業あり、データの取得時期を踏まえ、今年度は1事業について効果検証を実施予定である

選定年度	事業名	検証年度	課題(昨年度時点)	対応(昨年度時点)
令和4年度	1. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトプットの一部が想定よりも低調 ・ アウトカムの一部について、事業実施前のデータが取得不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初想定していた検証の範囲を一部縮小して効果検証を実施
令和5年度	2. 副業・兼業に関する情報提供モデル事業	令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトプットの一部が想定よりも低調 ・ 令和7年度終了後にアウトカムに係るデータを取得予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業のアウトプットの状況を踏まえながら、効果検証の実施可否や時期を判断
	3. 地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業	令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトプットが想定よりも低調 ・ データの取得方法を検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の市区町村を対象とした既存の悉皆調査を活用し、事業に参画しない自治体に係るデータ取得を検討

今年度実施

困難な問題を抱える 女性支援推進等事業

本事業は、困難な問題を抱える女性への適切な支援体制の構築を目的として、自治体に対して、各種取組に要する費用の補助を実施するものである

出典：厚生労働省「令和5年度厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会(第2回)」

令和4年度選定の効果検証対象事業の取組状況について (1)

I 困難な問題を抱える女性支援推進等事業

① 事業概要

- 個々の状況に応じた適切な支援が提供される体制が構築されるよう、DV・女性保護対策等支援事業により、以下に要する費用の補助を実施する。

- ① 研修受講の有無や経験年数に応じた婦人相談員手当の支給
- ② 都道府県等の基本計画策定
- ③ 民間支援団体の掘り起こし及び育成
- ④ 官民協働による支援を行うためのプラットフォームの構築
- ⑤ 関係機関における地域協議会の設置・運営

* 令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことに伴い、「DV・女性保護対策等支援事業」は「困難な問題を抱える女性支援等推進事業」と、「婦人相談員」は「女性相談支援員」と、「地域協議会」は「支援調整会議」と読み替える。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助割合】 ①～④：5/10 ⑤：10/10

② 事業の現状と今後の方向性

- 事業の実施は6自治体程度。都道府県等に対し、事業を活用いただけるよう働きかけを行っている。
- 地域協議会の設置はまだ実績がなく分析は難しい状況にあり、関連する民間支援団体の掘り起こし及び育成については、令和5年度中に自前で手引きを作成し、横展開することを検討しており、これらの取り組みも踏まえつつ定性的な分析を検討する。
- 令和6年度中に令和5年度実績をとりまとめ、令和7年度に効果検証を予定している。効果検証方法としては、補助金を活用している自治体と活用していない自治体間の分析（人口規模別）を検討しており、様々な角度から分析できるよう相談対応件数や層別（年齢別、通報窓口別）等を細かく調査している（調査に対して苦情はあるが協力いただけている）。

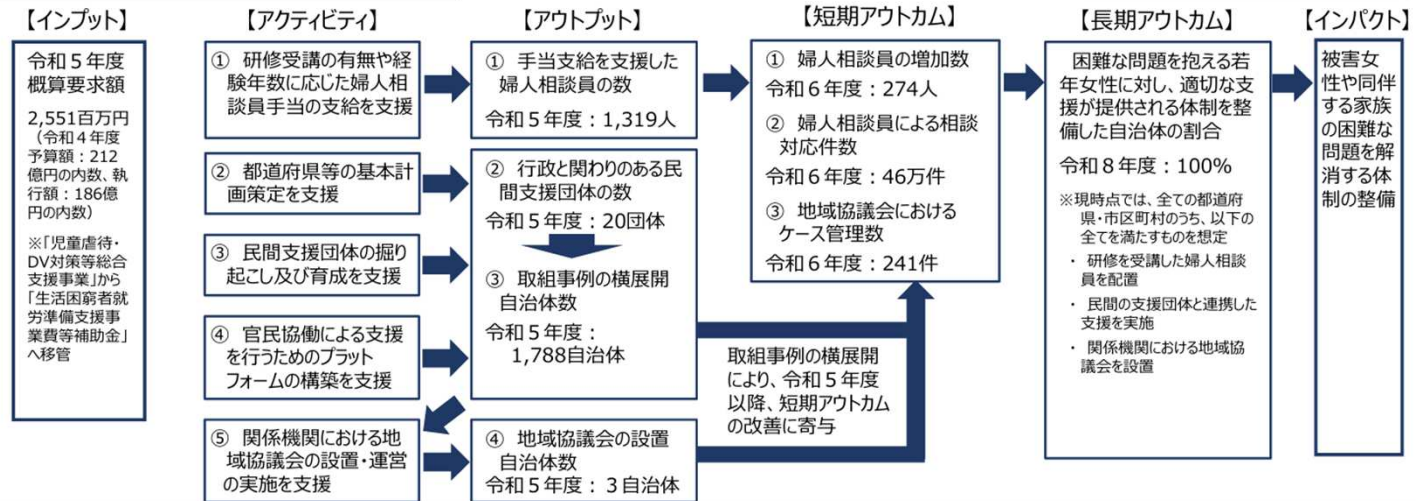
効果検証対象事業の取組状況 > 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 > (参考)ロジックモデル

(参考)ロジックモデル(令和4年度作成)は以下のとおり

出典:厚生労働省「EBPMの実践における重点フォローアップ事業のロジックモデル」

事業名	困難な問題を抱える女性支援推進等事業	レビュー番号	0767	担当部局・課室	子ども家庭局・母子家庭等自立支援室
現状分析	課題	事業概要 【□新規 ■既存 □モデル □大幅見直し】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談員が受け付けた相談延べ件数は、平成15年度の18万件から年々増加し、令和元年度には41万件となっており、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化している。(家庭福祉課調べ) ・ また、婦人相談所及び婦人相談員への相談内容についても、夫等からの暴力(42.6%)のほか、離婚問題など暴力以外の家族問題(26.4%)や、経済関係(7.4%)、妊娠・出産等を含む医療関係(5.4%)など多岐にわたっており、複雑化している。(家庭福祉課調べ) ・ そのため、婦人保護事業の現場等からは、増加する相談件数や複雑化する相談内容に対応するため、婦人相談員等の人材確保や、民間の支援団体の育成及び連携が必要といった要望・指摘がなされている。(困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ(令和元年10月11日)等) ・ さらに、こうした現状を踏まえ、令和4年5月19日には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)(議員立法)が第208回通常国会において可決成立し、令和6年4月1日から施行されることになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談員については、研修受講要件もなく、配置されてる相談員1,533名の約7割は非常勤職員となっているほか、市町村における配置率も約5割と未配置市町村が多い。(家庭福祉課調べ) ・ 上記に加え、困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究報告書(令和4年3月)(以下「報告書」という。)では、「地域の中に民間の支援団体がある割合は3割、うち連携しているものが5割半ば。利用しているが利用できていない社会資源として、民間団体と回答した相談機関が多い一方で、連携できる民間団体がない(少ない)状況が課題」とされており、地域資源も乏しく、行政及び民間のいずれの支援体制も十分とはいえない。 ・ また、報告書では、困難な問題を抱える若年女性に対する支援を行っていない自治体が全体の14%を占めているほか、相談機関及び相談員のいずれも6割以上で、困難な問題を抱える若年女性の支援体制の改善を図る必要があるとされていることが指摘されている。 ・ このため、増加・複雑化する相談に対応できるよう、①婦人相談員の専門性の向上及び人材確保、②民間の支援団体の育成及び連携体制の構築等による支援体制の整備が必要。 ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の円滑な施行に向け、法律に盛り込まれた、①都道府県基本計画の策定、②民間団体との協働、③関係機関との緊密な連携がなされるよう、地方自治体への支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の状況に応じた適切な支援が提供される体制が構築されるよう、DV・女性保護対策等支援事業により、 <ol style="list-style-type: none"> ① 研修受講の有無や経験年数に応じた婦人相談員手当の支給 ② 都道府県等の基本計画策定 ③ 民間支援団体の掘り起こし及び育成 ④ 官民協働による支援を行うためのプラットフォームの構築 ⑤ 関係機関における地域協議会の設置・運営 に要する費用の補助を実施。 <p>実施主体：都道府県、市区町村 補助率：5/10 (⑤のみ10/10)</p>			



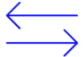



* 令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことに伴い、「婦人相談員」は「女性相談支援員」と、「婦人相談所」は「女性相談支援センター」と、「婦人保護事業」は「女性支援事業」と、「DV・女性保護対策等支援事業」は「困難な問題を抱える女性支援等推進事業」と、「地域協議会」は「支援調整会議」と読み替える。



出典:厚生労働省「EBPMの実践における重点フォローアップ事業のロジックモデル」 令和4年度 困難な問題を抱える女性支援推進等事業
<https://www.mhlw.go.jp/content/001034054.pdf>

(参考)リサーチデザイン(令和4年度作成)は以下のとおり

出典:令和4年度事業資料をもとにMWC作成

		リサーチデザイン①	リサーチデザイン②
Population 	誰に対して	都道府県又は市区町村	同左
Intervention 	どんな事業を行い	本事業による各取組に要する費用の補助	同左
Comparison 	どんな状況・誰と比較して	事業を実施していない都道府県又は市区町村	(Pの対象間での比較)
Outcome 	何に対する効果を	支援体制(女性相談支援員数、相談対応件数、支援調整会議のケース管理数)の整備の差	同左
Data Collection 	こういったデータを用いて	女性支援事業実施状況報告、公的統計(国勢統計等)	同左
Analytical Method 	こういった手法で分析するか	差の差分分析+傾向スコアマッチング	重回帰分析

効果検証対象事業の取組状況 > 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 > 効果検証デザイン改訂案

事業のロジックや開始年度、取得可能なデータ等を踏まえ、効果検証デザインを一部改訂しながら分析を進めている

項目	当初案	▶ 改訂案	改訂の理由
アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談支援員数 相談対応件数 支援調整会議のケース管理数 	<p>《アウトプット》</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援体制の量(女性相談支援員数) <p>《アウトカム》</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援体制の質(女性相談支援員数の専業率等) 総相談件数 手段/経路/年齢/主訴別相談件数 	<ul style="list-style-type: none"> アウトプットとアウトカムを明示的に分離(アウトプットが交付条件の場合がある) 事業の目的(=困難を抱える女性が「どこにも相談できない」「とりのこされる」状況の解消)に照らし、支援のチャンネルやカバレッジの広がりを把握 支援調整会議の実施状況は把握年度が少ないため省略
手法	<ul style="list-style-type: none"> 差の差分分析 	<ul style="list-style-type: none"> 2方向固定効果モデル 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の実施がかなり以前から始まっており、明確な導入前後(pre/post)の境界が分析期間内に存在しない
データ	<ul style="list-style-type: none"> R4～6年度 都道府県または市区町村 	<ul style="list-style-type: none"> R4年以前をできる限り遡る 都道府県または市区町村 	<ul style="list-style-type: none"> データ(横断面及び時系列)を増やし、より正確な推定を実施

副業・兼業に関する 情報提供モデル事業

本事業は、副業・兼業の促進を目的として、モデル事務所を設置し、労働者への求人情報の提供及び企業とのマッチングを実施するものである

事業概要

■ 副業・兼業の促進を図るため、以下の取組を実施

① 産業雇用安定センターHPにおけるサイト開設

- ・ 副業・兼業で働きたい労働者(中高年齢者)がエントリーシートを作成・提出
- ・ 副業・兼業による労働者を雇用したい企業が副業求人情報を登録

② モデル事務所(東京、大阪、愛知)の設置

③ モデル事務所において、労働者(中高年齢者)への求人情報の提供及び企業とのマッチングの実施

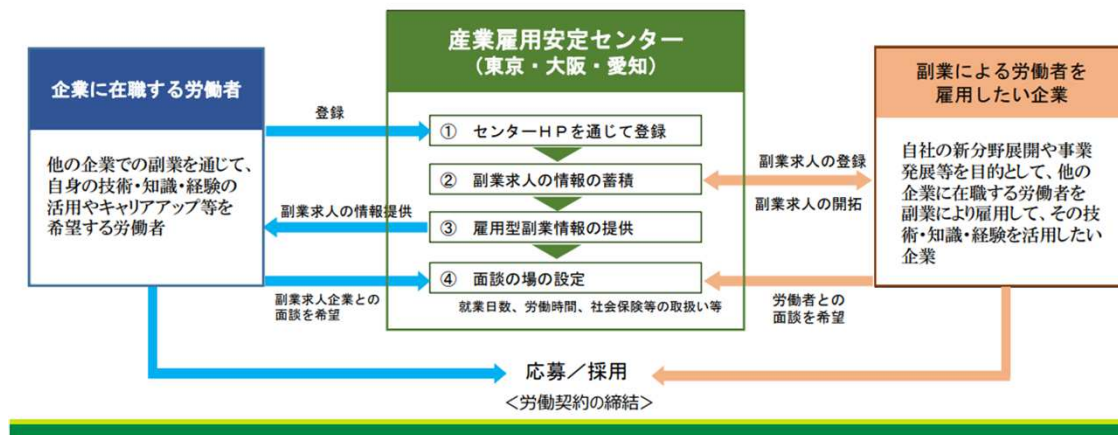
■ 主なアウトプット

① 副業・兼業で働くことを希望する中高年齢者のエントリーシートの受付(目標:218人)

② 副業・兼業で働くことが可能な企業の登録数(目標:909社)

■ 主なアウトカム

① 中高年齢者と企業とのマッチング成立件数(目標:144人)



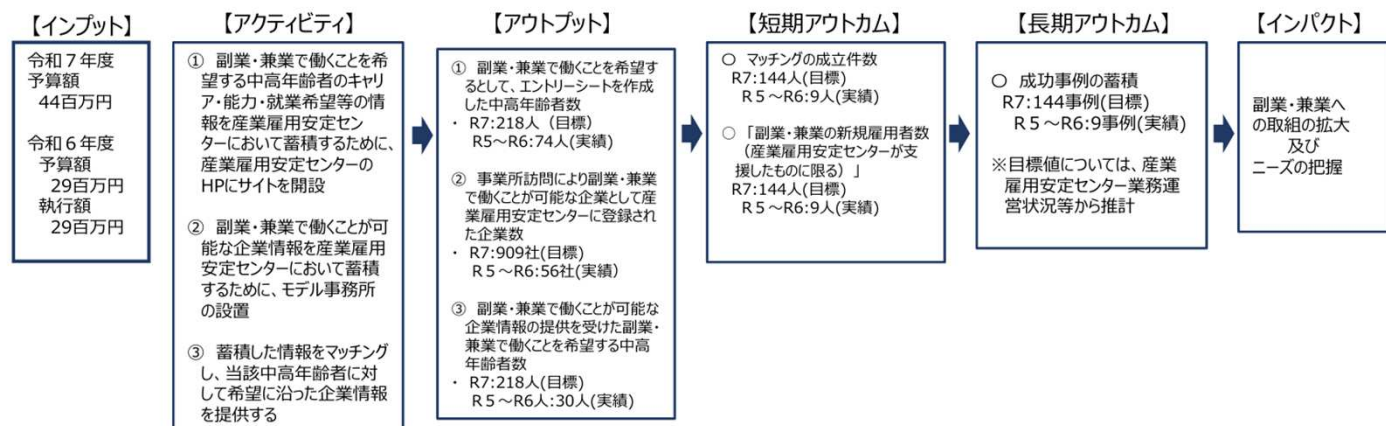
効果検証対象事業の取組状況 > 副業・兼業に関する情報提供モデル事業 > (参考)ロジックモデル

(参考)ロジックモデル(令和6年度作成)は以下のとおり

出典:厚生労働省「EBPMの実践における重点フォローアップ事業のロジックモデル」

事業名	副業・兼業に関する情報提供モデル事業	レビュー番号	575	担当部局・課室	職業安定局 労働移動支援室
-----	--------------------	--------	-----	---------	---------------







現状分析	課題	事業概要 【 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 既存 <input checked="" type="checkbox"/> モデル <input type="checkbox"/> 大幅見直し】
<p>副業・兼業に関する現状分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年6月7日新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画から抜粋 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業規模別の副業制度については、従業員数が1,000人以上の企業においては43.3%が副業制度が禁止されており、企業規模が大きいほど副業が禁止されている割合が高い。 ・ 副業は新たな取組の試行を可能にし、スキルの蓄積にも資する。雇用者から直接起業した者と、副業を通じて段階的に起業した者の比較では、直接起業する場合の退出する確率を1とすると、副業を通じて起業を行う場合には退出確率が0.67に低下する。 副業を通じた起業により、実現可能性について判断することができる。起業家としてのスキルを実務を通じて学ぶことができるため。 ・ 経済学者の研究によると、副業を実施した労働者は、後に起業家になる確率が1%から2%に上昇し、失業の確率が2.3%から1.9%と低下する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者に関する課題 令和3月2月25日付け株式会社リクルートキャリア公表の【兼業・副業に関する動向調査(2020)概要版】によると、過去に兼業・副業を実施したことがないが、今後、兼業・副業を実施してみたいとする45歳以上の年齢層の者が37.1%おり、潜在的なニーズが確認できる。労働者の潜在的ニーズに対して、副業・兼業で働くことが可能な企業情報を提供すること(マッチング)が課題となっている。 ○ 企業に関する課題 東京都産業労働局が実施した【都内企業における兼業・副業に関する実態調査】によると、兼業・副業による外部人材を活用した実績がない企業における今後の方向性としては、「今後も活用しない」が48%と約半数を占めているが、「経営上の判断によって活用する」が23.7%、「懸念事項が解消されれば活用する」が12.7%「他社の動向を見て検討とする」が9%となっており、潜在的なニーズが確認できる。企業の潜在的なニーズに対して、副業・兼業で働くことを希望する労働者に関する情報を提供すること(マッチング)が課題となっている。 ○ 行政に期待する支援 平成30年度「関東経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」における兼業・副業による人材の受け入れニーズ調査報告書によると、国に求める支援・要望としては、成功事例・モデル事例の共有を求める声が多い。このため、マッチング支援を実際に行うことにより、成功事例を蓄積していくことが課題となっている。 	<p>①、② 副業・兼業で働くことを希望する中高年齢者のキャリア・能力・就業希望等の情報を産業雇用安定センターにおいて蓄積する</p> <p>③ 当該中高年齢者に対して希望に沿った企業情報を提供する</p>



効果検証対象事業の取組状況 > 副業・兼業に関する情報提供モデル事業 > 当初のリサーチデザイン

昨年度時点では、差の差分析+傾向スコアマッチング等を用いたリサーチデザインを想定していた

出典:令和5年度事業資料をもとに当社で作成

		リサーチデザイン案①	リサーチデザイン案②
Population 	誰に対して	副業・兼業を認める事業者のうち、本事業へ参画する事業者	同左
Intervention 	どんな事業を行い	副業・兼業で働くことを希望する中高年齢者の情報の蓄積や、当該中高年齢者に対して希望に沿った企業情報の提供	同左
Comparison 	どんな状況・誰と比較して	副業・兼業を認める事業者のうち、本事業へ参画しなかった事業者	本事業へ参画する前における事業者
Outcome 	何に対する効果を	副業・兼業の新規雇用者数、副業・兼業の新規雇用のしやすさに関する実感	同左
Data Collection 	こういったデータを用いて	産業雇用安定センターの会員事業者向けアンケート情報	同左
Analytical Method 	こういった手法で分析するか	差の差分析+傾向スコアマッチング	前後比較(平均の差の検定)

効果検証対象事業の取組状況 > 副業・兼業に関する情報提供モデル事業 > 今後の方針案

当初想定よりもアウトプット等が下回っており、検証結果の活用も難しい状況にあるため、効果検証を見送ることとしたい

現状・課題

- 令和5年度から事業開始しているが、**当初想定よりもアウトプット等が下回っている**
 - ① 副業・兼業で働くことを希望する中高年齢者のエントリーシートの受付人数
 - ・ 74人(令和6年度末時点) ⇔ 218人(目標)
 - ② 副業・兼業で働くことが可能な事業者の登録数
 - ・ 56社(令和6年度末時点) ⇔ 909社(目標)
 - ③ マッチングの成立件数
 - ・ 9人(令和6年度末時点) ⇔ 144人(目標)
- 本事業は**令和7年度で終了予定であり、後継事業も予定されていないため、検証結果の活用も難しい**状況にある
- なお、会員事業者へのアンケートを通じて、事業実施前後のアウトカム(事業に参画した/参画しなかった事業者)は把握可能だが、上記を踏まえると、実施の意義は乏しい

今後の方針案

- アウトプットの状況及び検証結果の活用場面を踏まえると効果検証を実施する意義は乏しいことから、**効果検証は見送ることとしたい**

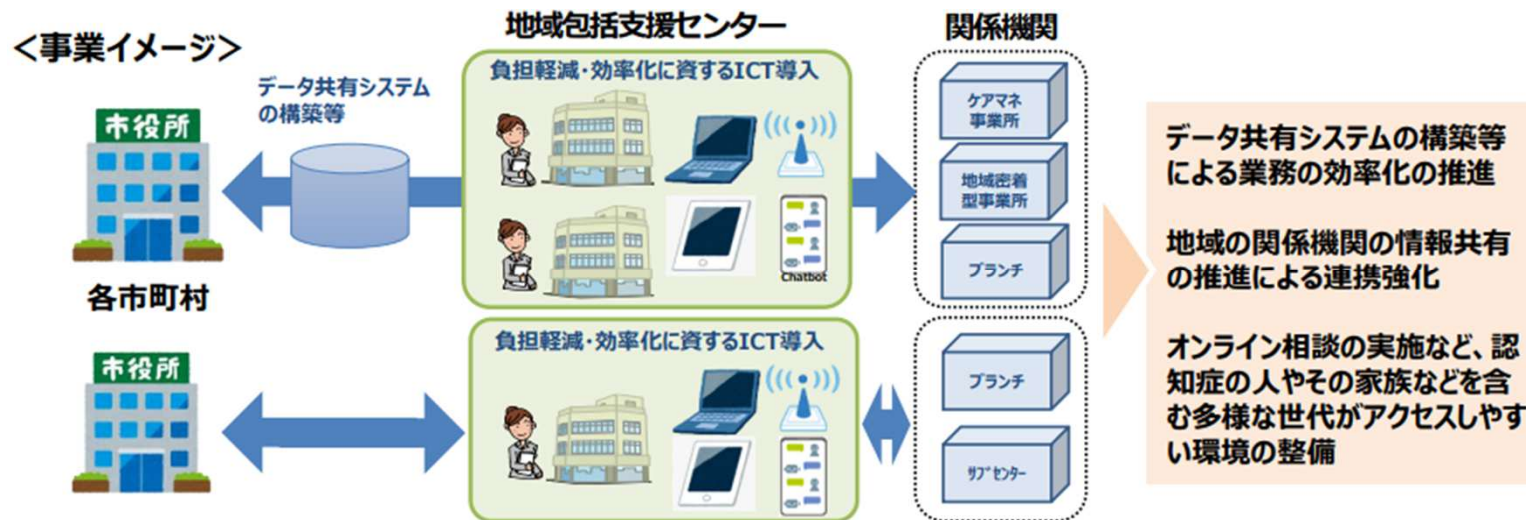
地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業

効果検証対象事業の取組状況 > 地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業 > 事業概要

本事業は、地域包括支援センター等における業務負担軽減・効率化を目的として、システム構築やICT導入に係る経費を助成するものである

事業概要

- 地域包括支援センター等における総合相談支援業務のデータ共有や介護予防サービス計画書のデータ連携のためのシステム構築に係る経費、その他センターの業務負担軽減や効率化に資するICT導入に係る経費を助成
- アウトプット
 - ① 本事業への参画(目標:600自治体・1800センター(自治体ごとに3センターを想定))
- アウトカム
 - ① 業務の効率化(目標:書類作成業務時間の削減、約10%の業務効率化)
 - ② 総合相談対応件数の増加(目標:件数が概ね前年度以上)



効果検証対象事業の取組状況 > 地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業 > (参考)ロジックモデル

(参考)ロジックモデル(令和6年度作成)は以下のとおり







出典:厚生労働省「EBPMの実践における重点フォローアップ事業のロジックモデル」



効果検証対象事業の取組状況 > 地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業 > 当初のリサーチデザイン

昨年度時点では、差の差分析+傾向スコアマッチング等を用いたリサーチデザインを想定していた

出典:令和5年度事業資料をもとに当社で作成

		リサーチデザイン案①	リサーチデザイン案②
Population 	誰に対して	本事業へ参画した自治体(地域包括支援センター)	同左
Intervention 	どんな事業を行い	各取組に係る経費の助成	同左
Comparison 	どんな状況・誰と比較して	本事業へ参画しなかった自治体(地域包括支援センター)	本事業へ参画する前における自治体(地域包括支援センター)
Outcome 	何に対する効果を	総合相談対応件数、ICT導入に係る経費等の助成による業務効率化の実感	同左
Data Collection 	こういったデータを用いて	本事業における助成記録情報や地域包括支援センターに提出を求める業務実績報告書等	同左
Analytical Method 	こういった手法で分析するか	差の差分析+傾向スコアマッチング	前後比較(平均の差の検定)

効果検証対象事業の取組状況 > 地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業 > 今後の方針案

当初想定よりもアウトプットが下回っていること、及び効果検証が事業改善のPDCAに資する実効性も限定的であることから、効果検証を見送ることとしたい

現状・課題

- 令和5年度から事業開始しているが、**当初想定よりもアウトプットが下回っている**
 - ・ 事業への参画自治体数 23自治体(令和6年度末時点) ⇔ 600自治体(目標値)
- 本事業は来年度以降も継続的に実施予定であるが、システム構築や設備・機器の更新はセンターにおける基盤的なインフラとして不可欠であり、**検証結果をもとに、事業の見直しや廃止等を行うことは難しい**状況にある
- なお、アウトカム(助成による業務効率化の実感)について、事前事後比較に必要なデータが取得可能だが、主観的な指標(5段階:事務負担が大いにある/ややある/どちらとも/あまりない/ない)で測っているため、精度が低い
- また、アウトカム(総合相談対応件数)について、差の差分分析に必要なデータが取得可能だが、相談需要など外部要因の影響を大きく受けるため、解釈は困難である

今後の方針案

- アウトプットの状況及び効果検証が事業改善のPDCAに資する実効性が限定的であることを踏まえると、効果検証を実施する意義は乏しいことから、**効果検証は見送ることとしたい**

第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

その他EBPMの取組について

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2025年12月10日
2026年3月3日修正



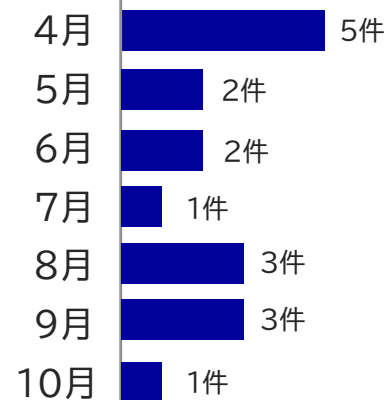
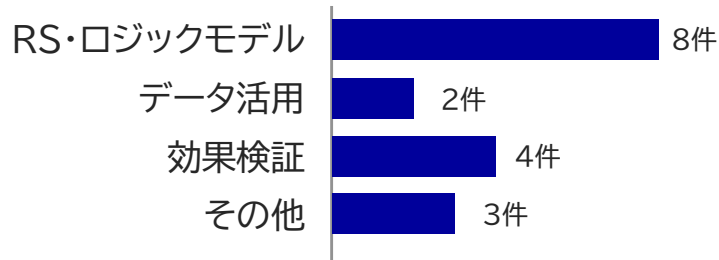
EBPMよろず相談所 (4~10月)

10月までに計17件の相談が寄せられ、テーマ別では、行政事業レビューシート(以下「RS」という。)・ロジックモデル、効果検証に関する相談が多かった

テーマ別

月別

集計
結果



傾向

- 特に、RS・ロジックモデル、効果検証の相談が多い
 - RS・ロジックモデルでは、ロジックの整理やアウトカム・指標設定に関する相談が多く見られた
 - データ活用では、事業改善に向けた現状把握や統計ソフトの利活用に関する相談が見られた
 - 効果検証では、分析手法や必要なデータ・粒度、検証までの手順に関する相談が多く見られた
- 毎月一定数の相談が寄せられている
 - 4~8月は、省内外への説明・対応方針の検討のため、データ活用や効果検証に関する相談が多く見られた

EBPM研修

RSを担当する厚生労働省職員を対象として、「基礎的なEBPM」の実践に必要な知識の習得等を目的に、実践担当者研修を実施した

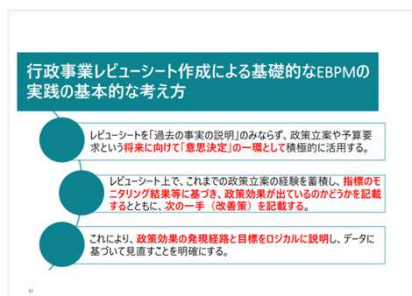
実践担当者研修

目的 行政事業レビューにおいて実践する「基礎的なEBPM」の実践に必要な知識の習得等

内容 EBPMの基礎知識(定義や手順等)や、RS作成による「基礎的なEBPM」の実践の考え方等を説明した

方法 オンライン研修(eラーニング)

受講者 127名



厚生労働省職員を対象として、EBPMに関する基礎的な知識の習得を目的に、基礎研修を実施した

基礎研修

目的 EBPMに関する**基礎的な知識**の習得

内容 良い政策の立案に向けて、アウトカム志向による問題解決プロセスの手順や各プロセスにおける論理的思考・データ・エビデンスの活用方法とともに、政府が推進する「基礎的なEBPM」として、行政事業レビューシートの構造や記載すべき内容を説明した

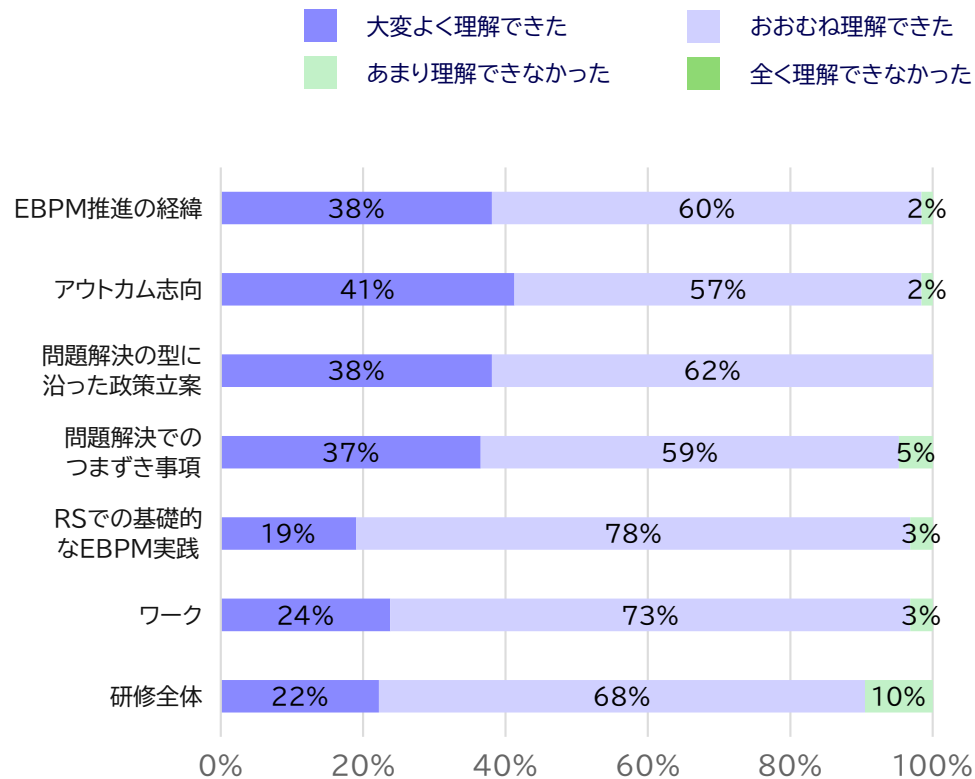
講師 徳田 尚也 ((株)メトリクスワークコンサルタンツ)

方法 オンライン研修(eラーニング)

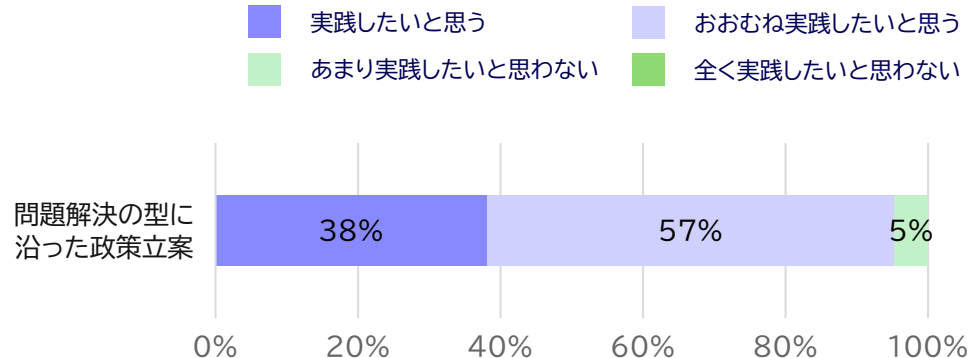
受講者 64名

受講者へのアンケートでは、高い理解度・実践意欲等を確認できた

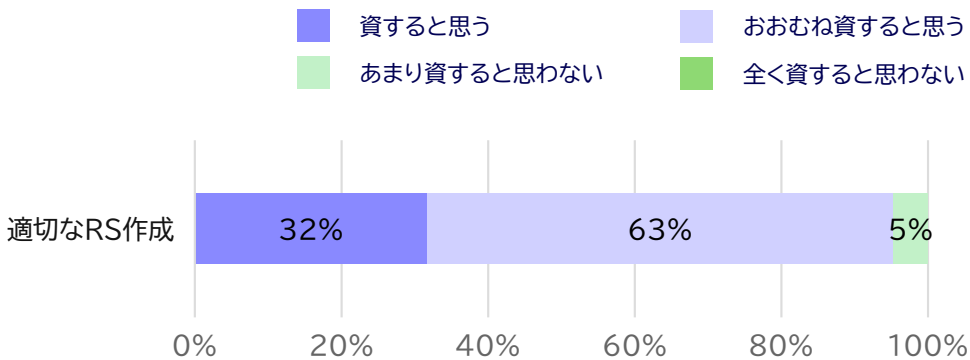
理解度 (回答者63名)



実践意欲 (回答者63名)



適切なRS作成への有用性 (回答者63名)



厚生労働省職員を対象として、EBPMに関する発展的な知識の習得を目的に、応用研修を実施した

応用研修

目的 EBPMに関する**発展的な知識**の習得

内容 政策効果の検証に向けて、効果検証の基本的な考え方や主要な効果検証デザインの内容・適用条件とともに、認可保育所への入所可否が母親の就業・年収に与える影響や保育料の変化が保育需要に与える影響といった厚生労働分野における研究事例を説明した

講師 概論 西野 宏 ((株)メトリクスワークコンサルタンツ)
事例 近藤 絢子 (東京大学・社会科学研究所)

方法 集合研修

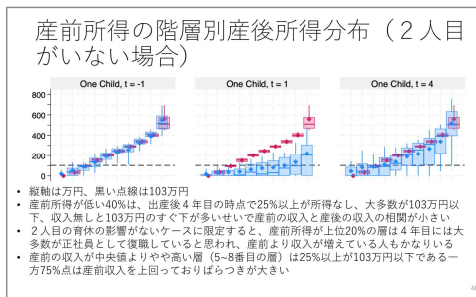
受講者 33名

効果検証の根本問題と対処法

- 実際にはこの比較を直接行うことはできない。
 - 潜在的アウトカムは一方の状況が実現してしまうと、他方はどうなるか分からない。
- そこで、「介入対象者の介入を受けていない時の状況」を「実際に介入を受けなかった人の状況」で代替する。
 - 未来行わなくてはいけぬ比較を、対象者・非対象者の比較に置き換える。

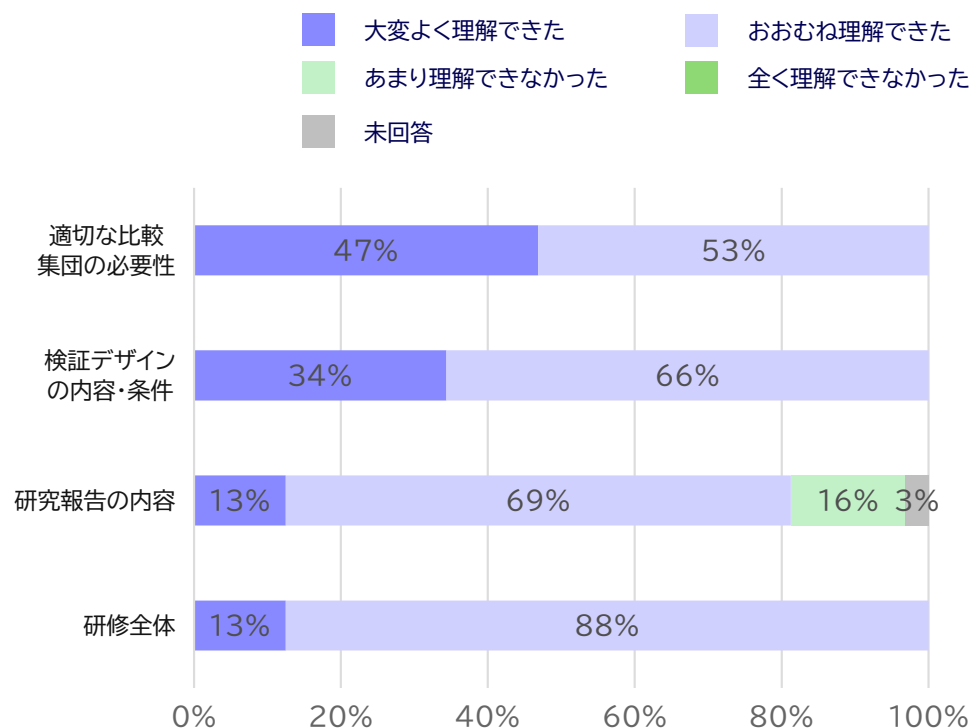
年齢	母子世帯世帯 平均年収	母子世帯世帯 平均年収(対照)	個人所得
1	53	?	?
2	47	?	?
3	55	?	?
4	68	?	?
5	69	?	?
6	54	?	?
7	48	?	?
8	48	?	?
9	66	?	?
10	57	?	?
1000	62	?	?
平均	61.9	?	?

事実(Factual) 反事実(Counterfactual)

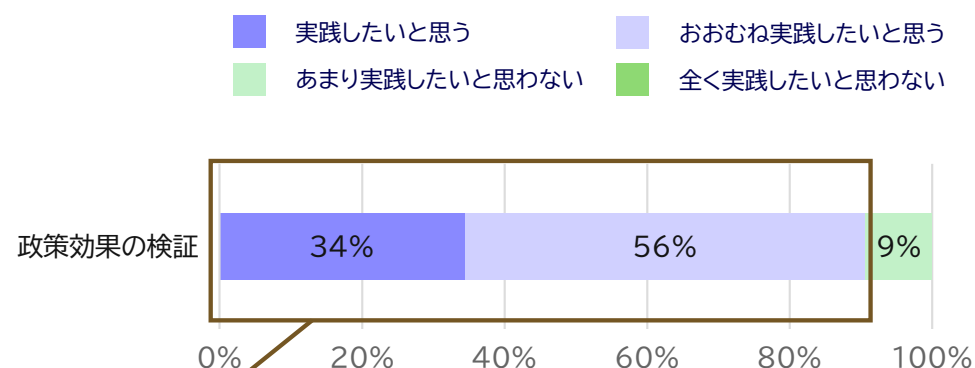


受講者へのアンケートでは、高い理解度・実践意欲等を確認でき、所管する事業での検証に意欲的な意見も見られた

理解度（回答者32名） ※研究報告の内容については、1名が未回答



実践意欲（回答者32名）



- “ 当室では労災保険料を決定する要素の一つである「メリット制」の効果検証をしています。既に一定の検証を行い成果を得たものの、よりよい手法がないかを今後考えるにあたり、大変参考になる研修でした。
- “ 年金は制度改正が多いので、適切な分析手法で制度改正の評価ができれば良いと感じました
- “ 労働災害に関連して、補償と予防といった両方の観点からの政策効果について業務を通じて学んでいきたい。
- “ 診療報酬改定前後の診療行為の変化
- “ 助成金の効果検証など
- “ 最低賃金の効果検証

第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

今後の効果検証のスキームについて

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

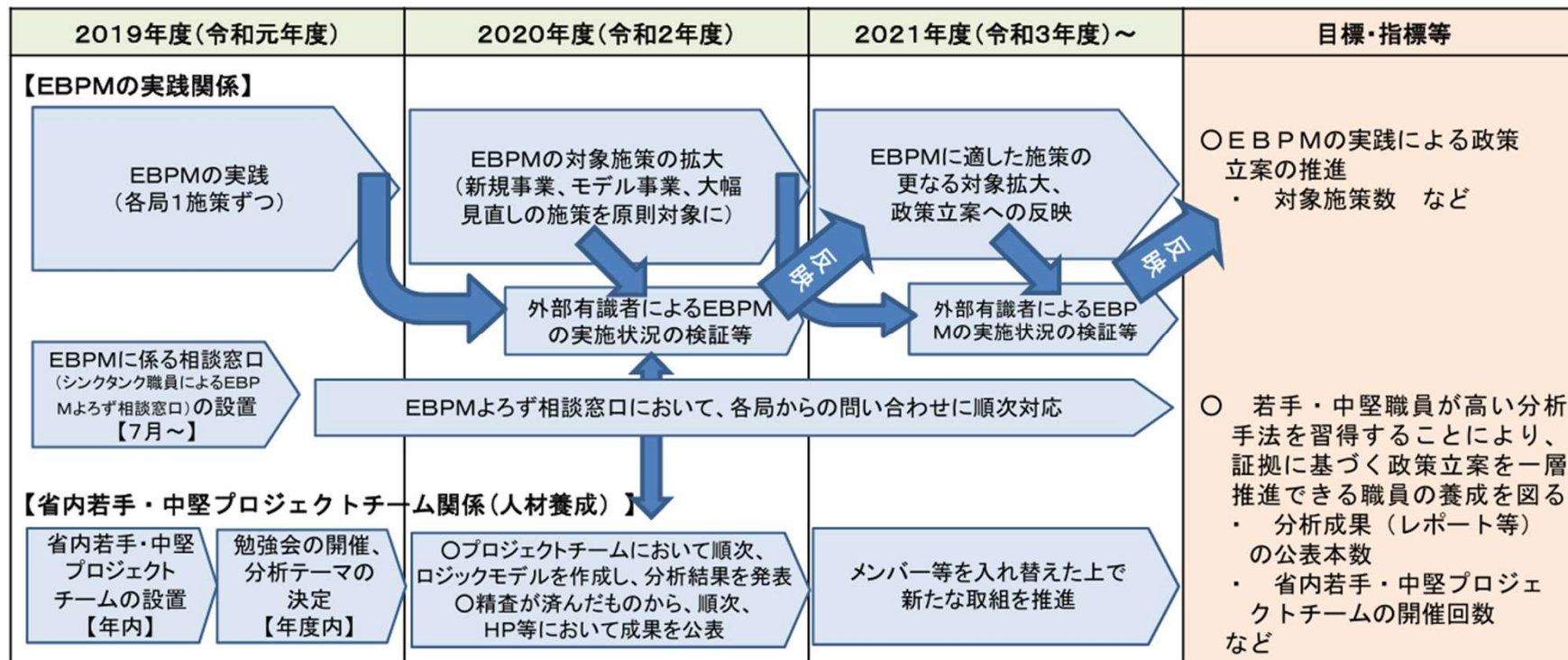
2025年12月10日



現行スキーム

政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保に資するため、厚生労働省では、令和2年度から、現行スキームでの効果検証(統計的な因果推論)に取り組んでいる

- 政府では、政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保に資するため、EBPM(政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータ活用)を推進している
- 厚生労働省では、政府の方針等を踏まえて、現行スキームで令和元年度からEBPMの実践を開始しており、令和2年度から効果検証(統計的な因果推論)に取り組んでいる

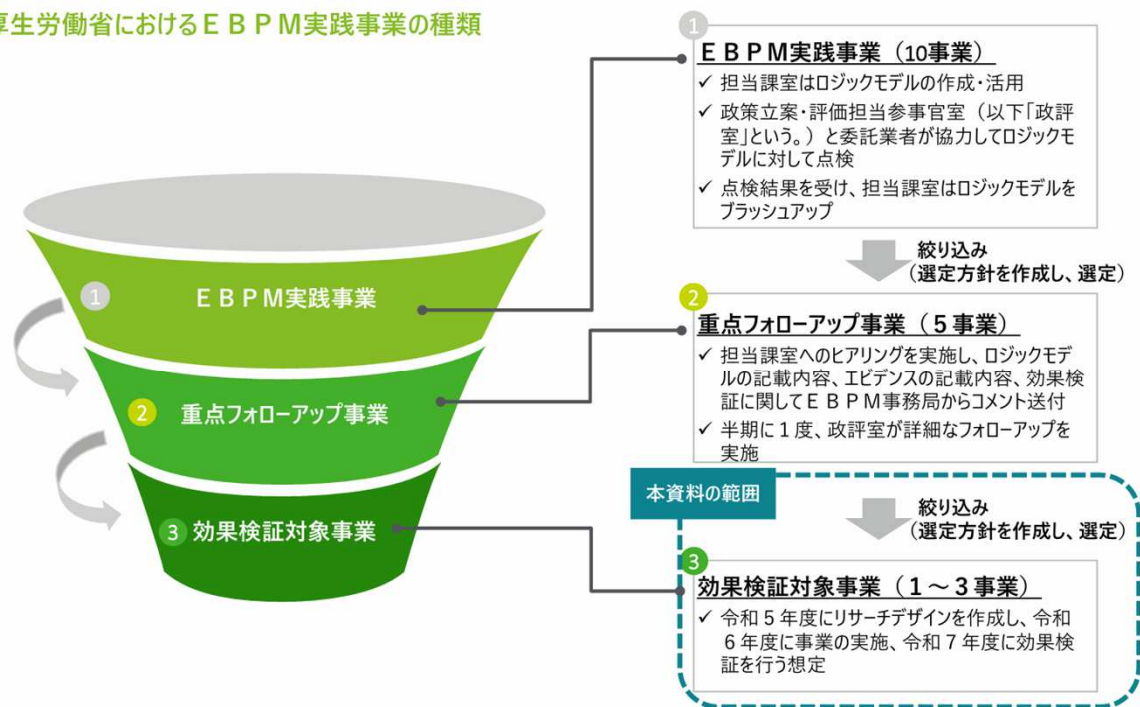


現行スキームでは、いわゆる「すり鉢型」で効果検証対象事業を選定し、効果検証・事業改善を実施してきた

■ 現行スキームでは、いわゆる「すり鉢型」により、EBPM実践事業の中から、重点フォローアップ事業を選定し、さらに、その中から効果検証対象事業を選定してきた

- **EBPM実践事業** 「新規事業」、「モデル事業」、「大幅見直し事業」等の選定基準で絞り込み、ロジックモデルの作成等を実施
- **重点フォローアップ事業** EBPM実践事業のうち、「事業特性として妥当である事業」、「データの取得可能性が高い事業」の選定基準で絞り込み、半期に一度のフォローアップを通じて、ロジックモデルの継続的なブラッシュアップ等を実施
- **効果検証対象事業** 重点フォローアップ事業のうち、一定の選定基準(後述)で絞り込み、効果検証・事業改善を実施

厚生労働省におけるEBPM実践事業の種類



3

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

効果検証対象事業の選定に当たっては、3つの観点から総合的に評価してきた

■ 効果検証対象事業は、以下の3つの観点から総合的に評価・選定してきた

- **費用対効果** 事業改善への寄与や今後の業務負担・事業の継続性等に照らして評価
- **実行可能性** データの取得可能性やエビデンスレベル等に照らして評価
- **事業バランス** 政策分野や事業類型のバランスに照らして評価



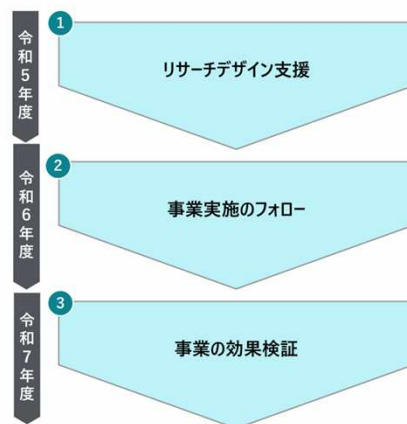
検証の費用対効果の観点	実行可能性の観点	事業バランスの観点
<ul style="list-style-type: none"> ■ 分析結果が事業の改善改良に寄与するか。 ■ 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか。 ■ 今後の業務負担や事業の継続性はどうか。(会計課意見) ■ 事業内容が教科書的事例であったり、データの活用や政策の重要性について特筆すべきものがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か。 ■ エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか。 ■ 分析に利用するデータとして複数年分を取得可能か。 ■ データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか。 ■ 令和6年度又は令和7年度中に有益な分析が可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 政策分野のバランス(労働領域と厚生領域のバランスなど)が取れているか。 ■ 新規事業やモデル事業などの事業類型のバランスが取れているか。

効果検証対象事業は、原則、3年かけて、効果検証を実施してきた

- 現行スキームでは、以下のとおり、原則*、3年かけて、効果検証を実施してきた

	委託事業者(政策立案・評価担当参事官室)	担当部局
初年度	担当部局へのヒアリング、リサーチデザイン支援	ロジックモデルの作成・活用
翌年度	事業実施中の相談対応、データ取得に係るサポート	事業の実施、必要なデータ取得
翌々年度	データ分析、分析結果の取りまとめ・改善提案	事業の改善

令和5年度効果検証対象事業の位置付け



※令和6年度中に効果検証が可能な事業については、令和6年度に効果検証を実施し、令和7年度に事業改善方法の検討や結果の取りまとめを行うことも可能

項目	実施内容
1 リサーチデザイン支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当部局へのヒアリング・協議 ■ データ取得方法の設計・支援 ■ 分析手法の整理・提案 等
2 事業実施のフォロー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業実施中の相談対応 ■ データ取得方法の各種サポート 等
3 事業の効果検証	<ul style="list-style-type: none"> ■ 効果検証の実施 ■ 事業の改善方法の検討 ■ 結果取りまとめ 等

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

* データの取得状況によっては、当初想定よりも効果検証(データ分析)が1年後ろ倒しになることもある

令和5年度までは、有識者検証会に対して、選定基準・選定方法・対象事業を諮った後、厚生労働省において決定してきた

- 令和5年度までは、有識者検証会に対して、以下の事項を諮るとともに、過年度に選定された効果検証対象事業の進捗・結果報告してきた
 - 重点フォローアップ事業の決定
 - 効果検証対象事業の選定方法・選定基準
 - 上記選定基準に沿って絞り込まれた効果検証対象事業の決定

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有識者 検証会						▲ 重点FU事業を諮る			▲ 検証対象事業の選定方法等を諮る、 過年度検証事業の進捗を報告する		▲ 検証対象事業を諮る、過年度 検証事業の結果を報告する	
省内			EBPM実践事業へロジックモデル作成を支援する		重点FU事業を選定する			検証対象事業を選定する				
	過年度検証事業を検証する											

令和2年度以降、計6事業(過年度及び検証中含む)について効果検証を実施してきた

選定年度	事業名	検証結果
平成30年度 (過年度)	医療保険制度における後発医薬品の 使用促進策	令和3年度に、NDBデータを用いて、平均値の比較・差の差推定により、 保険者の後発医薬品の使用促進策の効果を検証した結果、一部の取組 について、統計的にプラスの効果が確認された
	第3期がん対策推進基本計画	令和4年度に、市区町村パネルデータを用いて、差の差推定により、がん 検診受診勧奨策の効果を検証した結果、一部の取組について、統計的に プラスの効果が確認された
令和元年度 (過年度)	若年者の技能検定受検料減免措置	令和6年度に、受検者パネルデータを用いて、固定効果モデルにより、 技能検定受検料の減免措置の効果を検証した結果、受検を促している 可能性はあるものの、データの制約上、正確な推定ができなかった
令和2年度	高年齢労働者処遇改善促進助成金	新型コロナの影響等でアウトプットが低調だったため、検証は未実施
	高齢者医薬品安全使用推進事業	効果の定量化が難しいため、検証は未実施
令和3年度	生活習慣病予防対策推進費	事業の遅れや対象者のランダム化が困難だったため、検証は未実施
	障害福祉分野のICT導入モデル事業	令和4年度に、実績報告書データを用いて、前後比較・重回帰分析により、 ICT機器等の費用助成の効果を検証した結果、事業実施前後で年間の 業務時間等が統計的に有意に減少していること等が確認された
令和4年度	困難な問題を抱える女性支援推進等事業	令和7年度第2回有識者検証会で報告予定
	特定健康診査・保健事業に必要な経費	令和6年度に、保険者別の受診率等のデータを用いて、固定効果モデル により、保険者の特定健診勧奨に係る取組の効果を検証した結果、効果 量の小ささ・推定精度の低さから、受診率への影響は確認できなかった

令和4年度には、「厚生労働省におけるEBPM実践事業事例集」を取りまとめ、省内の意欲喚起やノウハウ蓄積を促している

- 令和4年度には、EBPMを実践する事業担当職員向けに、事例ごとの検証方法や検証結果を取りまとめた「厚生労働省におけるEBPM実践事業事例集」を取りまとめ、省内に広く周知することにより、省内の意欲喚起やノウハウの蓄積を促している
 - ロジックモデルやリサーチデザイン、効果検証方法に関する実践上のポイントと併せて、担当者の声も掲載している

事例1

医療保険制度における後発医薬品の使用促進策

事業概要

後発医薬品の普及は、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものであり、2017年（平成29年）6月の閣議決定において、「2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」とされ、2021年（令和3年）6月の閣議決定においては、「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」とこととされた。そこで、後発医薬品における数量シェアの目標（80%）達成に向けて、医療保険制度における後発医薬品の使用促進を図ることを目的として、保険者における取組を促す各種施策等（保険者インセンティブ制度等）が実施されている。

効果検証結果の概要

レセプト情報・特定健診等情報データベース¹（以下「NDB」という。）のデータ等を用いて、保険者の後発医薬品の4つの使用促進策（差額通知の実施、機関誌やサイトでの告知、カードや希望シールの配布、パンフレットの配布）が後発医薬品使用割合に与える影響の効果検証（平均値の単純比較¹、差の差推定¹）を実施した。分析の結果、平均値の単純比較では差額通知の実施及びカードや希望シールの配布、差の差推定ではカードや希望シールの配布について、統計的に有意なプラスの効果¹が認められた。

本事例におけるポイント

01

リサーチデザイン

行政記録情報¹を活用し、差の差推定といったエビデンスレベルの比較的高い検証を実施

02

効果検証結果

4つの使用促進策が後発医薬品の使用割合に与える影響効果の発現に違いがあることが判明

03

対外的な説明のしやすさ

効果検証結果をシンプルに分かりやすく表現することで、省内での説明や外部の会議体での報告も比較的容易に

効果検証結果

平均値の単純比較¹では、「差額通知の実施」と「機関誌やサイトでの告知」、「カードや希望シールの配布」について、実施者と未実施者の間でアウトカムに統計的に有意な差が見られた。一方で、固定効果モデルを用いた差の差推定¹によってこれらの施策の処置効果を推定すると、「カードや希望シールの配布」についてのみ、有意なプラスの効果¹が確認された。

結果の概要（効果検証結果サマリ） 効果検証結果の詳細は参考を参照

施策	処置効果の傾向	
	① 平均値の単純比較	② 差の差推定（固定効果モデル）
1. 差額通知の実施	+	+
2. 機関誌やサイトでの告知	-	-
3. カードや希望シールの配布	+	+
4. パンフレットの配布	+	+

※ 処置効果の傾向がプラスであれば+、マイナスであれば-、さらに複数の効果検証結果で統計的な有意差^($\alpha=0.1$)が確認できれば*を表示している。

ポイント

平均値の単純比較では、差額通知の実施と、カードや希望シールの配布において、有意なプラスの効果¹が確認できた。

一方、差の差推定（固定効果モデル）で組織の特性（時間効果¹や保険者固有の特性（固定効果¹））を考慮した結果、カードや希望シールの配布のみ有意なプラスの効果¹が確認できた。

担当者の声

効果検証結果を省内に説明する場合や外部の会議体などで活用する場合、差の差推定などの内容を理解していただくことが難しい印象である。効果検証の方法や留意点を端的にまとめたり、結果をプラスマイナスなどシンプルに分かりやすく表現することで、省内や外部の会議体での報告がしやすかった。

効果検証の結果は担当者の想定どおりだった。効果が確認された「カードや希望シールの配布」等について、更に取組を推進していきたい。

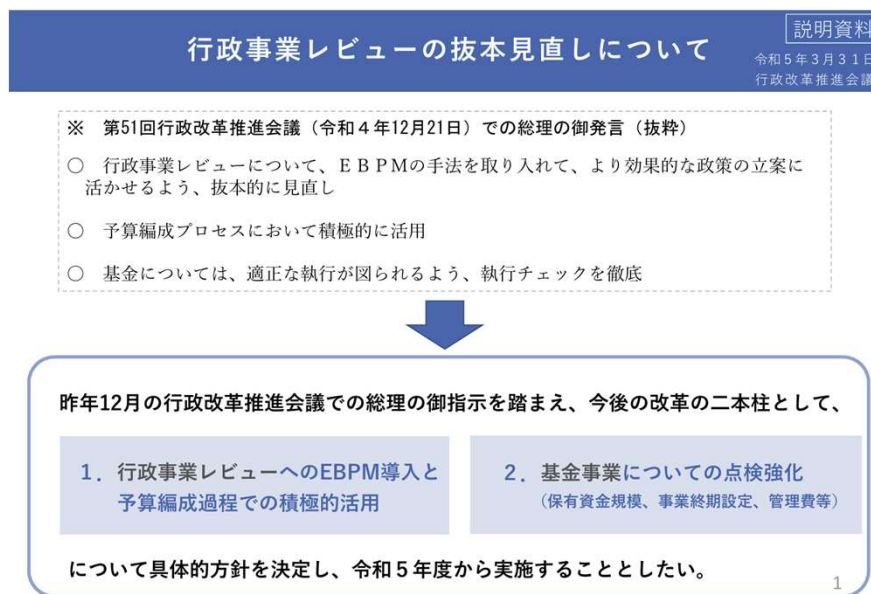
本効果検証結果における留意事項

今回の効果検証は、使用促進策ごとに分析を行っているが、保険者によっては複数の施策を同時に実施している可能性がある点に留意が必要である。その場合、例えば、4つの施策のうちどれか1つだけ施策を実施しているというダミー変数¹を設けて、全体との効果の発現の違いを見る方法が考えられる。

見直しの背景・課題

令和5年3月の行政改革推進会議での行政事業レビューの抜本見直しを踏まえて、現行スキームでの効果検証対象事業の選定は令和5年度をもって終了している

- 令和5年3月の行政改革推進会議において、行政事業レビューの抜本見直しが示され、全予算事業にEBPMの手法を導入することとなったことに伴い、少数の事業を対象とした「事後的な効果検証」から、全予算事業を対象とした「基礎的なEBPM(=RSの作成を通じた、論理的な事業の立案・評価・見直し)」へ重心が移っている
- この方針転換を踏まえて、厚生労働省では、令和6(2024)年度以降、全予算事業について「基礎的なEBPM」の実践を行っているため、現行スキームでのEBPM実践事業・重点フォローアップ事業・効果検証対象事業の選定は令和5年度をもって終了している
 - 令和5年度選定の重点フォローアップ事業(5事業)へのフォローアップは令和7年度をもって終了する
 - 令和5年度選定の効果検証対象事業(2事業)は令和8年度に検証予定だったが、資料3のとおり、アウトプットの発現状況や検証結果の活用場面等を踏まえ、効果検証を見送る方向としている



厚生労働省内では効果検証に向けた一定のニーズがあるものと考えており、現行スキームに必要な見直しを行った上で、新たなスキームを構築したいと考えている

- 厚生労働省においては、本業務でのEBPMよろず相談所の相談事項や省内へのアンケート結果を踏まえると、効果検証に向けた一定のニーズがあるものと考えている
 - ・ 昨年度の有識者検証会検証結果取りまとめにおいても、今後の課題として、効果検証に向けた取組に意見があがっている
- このようなニーズを踏まえて、厚生労働省としては、引き続き、効果検証を実施する方向で検討している
 - ・ ただし、今後は、効果検証の実践を通じて実例創出・実践上のノウハウを蓄積するとともに、省内へのEBPMの意義・理念の浸透を図るという目的に加えて、より一層、政策の改善に資するような新たなスキームを構築したいと考えている

EBPMよろず相談所・省内へのアンケート結果

■ EBPMよろず相談所

- ・ 「労災認定基準改正(基準局)」及び「救急搬送患者に対する選定療養費徴収・救急患者連携搬送料・救急救命士法改正(医政局)」の効果検証に関するニーズあり

■ 省内へのアンケート結果

- ・ 「働き方改革推進支援助成金(基準局)」の効果検証に関するニーズあり

昨年度の有識者検証会検証結果取りまとめ(抜粋)

(5)その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

①今後の課題

(ア)バランスを意識したEBPMの推進

これまで厚生労働省では、効果検証を中心に先駆的にEBPMに取り組んできたが、政府の方針(行政事業レビューにおける「基礎的なEBPM」の実践)を踏まえ、効果検証に向けた取組の比重が低下する懸念がある。そのため、全事業を対象とした行政事業レビューの取組と厳密な効果検証とのバランスを意識し、効果検証がおろそかにならないように、EBPMの取組を推進することが望ましい

新たなスキームの提案

効果検証を希望する事業の中からの選定、及び速やかなデータ取得・分析作業の実施を通じて、政策改善等の意思決定につなげられるスキームとしたい

- 政策改善等の意思決定につなげることも可能とするため、効果検証を希望する事業の中から、効果検証の意義を重視した、新たな選定基準(後述)に基づき、効果検証対象事業を選定したいと考えている
- また、速やかにデータ取得や分析作業を進めることで、担当部局での適時の意思決定に資することができるため、効果検証対象事業の決定について、有識者検証会へ諮ることを必須としないこととしたいと考えている
 - ・ なお、現行スキームと同様、効果検証対象事業の選定方法・選定基準については有識者検証会へ諮り、効果検証対象事業の進捗・結果も報告することとしている
- これにより、効果検証の意義が高い事業へのリソース集中や迅速な検証が可能となり、適時・適切な検証結果の活用が期待できる

現行スキーム



新たなスキーム

選定方法

- 効果検証の希望有無に関わらず、「すり鉢型」で選定

- 効果検証を希望する事業の中から選定

選定基準

- 費用対効果、実行可能性、事業バランスの観点から、総合的に評価・選定

- 効果検証の意義・論理構造の妥当性が認められる事業から、実行可能性を踏まえ評価・選定(後述)

検証会

- 効果検証対象事業の決定を諮ることが必要

- 効果検証対象事業の決定を諮ることは必須ではない

様々な機会をとらえて、効果検証を希望する事業の把握・掘り起こしを実施したい

- 以下のような機会を活用し、**効果検証を希望する事業の把握・掘り起こしを実施したい**
 - **EBPMよろず相談所** 効果検証に関する相談案件の中から、専門的知見を要する案件を抽出
 - **省内へのニーズ調査** 省内へ効果検証に関するアンケート調査を実施し、ニーズを把握
 - **研修受講者へのフォローアップ** EBPM応用研修受講者に対して、フォローアップ調査を実施し、ニーズを把握

EBPMよろず相談所

- EBPMよろず相談所を開設し、各部局の職員から寄せられるEBPMに関連する相談に専門家が対応
- 効果検証に関する相談の中から、専門的な知見を要する案件を抽出し、ヒアリング実施の上、対象事業を選定

省内へのニーズ調査

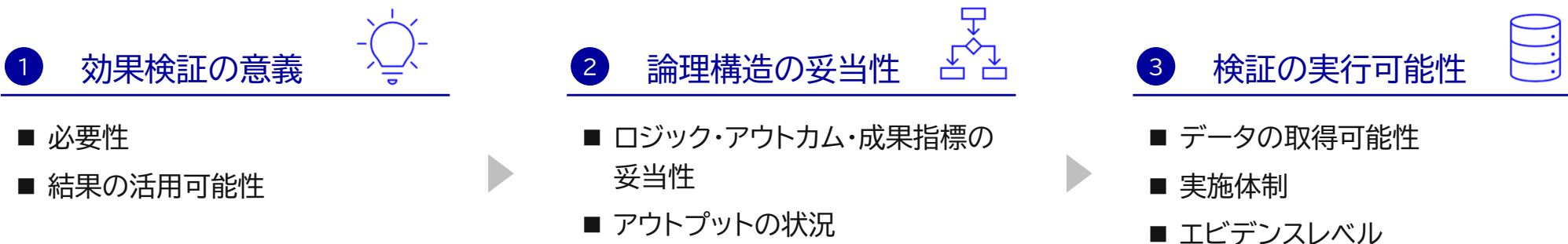
- 厚生労働省職員を対象に、効果検証を希望する事業の有無や本スキームの活用意向等に関するアンケートを実施
- 検証を希望する事業があり、かつ、本スキームの活用を検討している案件を抽出し、ヒアリング実施の上、対象事業を選定

研修受講者へのフォローアップ

- 毎年、厚生労働省職員を対象に、効果検証(統計的因果推論)の考え方や効果検証デザインへの理解を促す、EBPM応用研修を開催
- 実践意欲がある受講者を抽出し、開催から一定期間経過後にフォローアップ調査を実施し、ヒアリング実施の上、対象事業を選定

効果検証を実施する意義があり、かつ、論理構造が妥当な事業の中から、データ取得等の検証の実行可能性を踏まえて、効果検証対象事業を選定したい

- 効果検証を希望する事業のうち、「効果検証の意義」及び「論理構造の妥当性」を満たした事業の中から、データ取得等の「検証の実行可能性」を踏まえて、効果検証対象事業を選定したいと考えている



観点ごとの評価項目・確認事項は以下を想定している

観点	評価項目	確認事項
1. 効果検証の 意義	① 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 政府内で優先度が高い事業か ■ 効果検証を行う背景・経緯があるか ■ 検証結果を速やかに活用するのか ■ 同様の分野・事業で、過去に検証を行っていないか
	② 結果の活用可能性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検証結果をもとに予算要求や政策立案・見直し・評価を行うのか ■ 検証結果を対外的な説明に用いるのか
2. 論理構造の 妥当性	① ロジック等の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政事業レビューシートにおける効果発現経路・アウトカム・成果指標が妥当か
	② アウトプットの状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 想定通りのアウトプットが発現しているか
3. 検証の実行 可能性	① データの取得可能性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 活用可能な既存データ(経年データ)はあるか ■ 分析に適した精度・粒度となっているか ■ 取得に当たり、障壁(省内での調整、サンプルサイズの少なさ)がないか ■ 検証開始までに必要なデータが取得可能か
	② 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検証を行うリソース(人員・予算)が確保されているか ■ データ取得等にあたり関係機関(自治体等)からの協力が得られるか
	③ 分析手法	<ul style="list-style-type: none"> ■ エビデンスレベルの高い分析手法が適用できるか

今後のスケジュール

本日の有識者検証会でのご意見等を踏まえながら、効果検証対象事業の選定を行い、次回の検証会で報告したい

- 本日の有識者検証会でのご意見を踏まえながら、必要に応じて、新たなスキーム案(来年度以降の効果検証対象事業の選定方法・選定基準案を含む)の見直しを行いたい
- 次回の検証会では、(必要に応じて)見直し後の新たなスキーム案(来年度以降の効果検証対象事業の選定方法・選定基準案を含む)を諮るとともに、選定が終わっていれば、効果検証候補事業を報告したい

第1回検証会（本日）

- 新たなスキーム案を諮る
 - 来年度以降の効果検証対象事業の選定方法・選定基準案を諮る



第2回検証会

- (必要に応じて)見直し後の新たなスキーム案を諮る
 - (必要に応じて)見直し後の来年度以降の効果検証対象事業の選定方法・選定基準案を諮る
- (選定が終わっていれば)効果検証対象事業を報告する

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱

1 目的

株式会社メトリクスワークコンサルタンツでは、厚生労働省から委託を受け、令和7年度にE B P M推進に関する業務一式事業を実施している。

本事業の一環として、「厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表」（令和元年10月8日）及び「厚生労働省統計改革工程表」（令和4年12月23日）に基づき、外部有識者によるE B P Mの実践状況の検証等を行い、E B P Mの更なる推進を図ることを目的として開催する。

2 検証事項等

- (1) 行政事業レビューシートの特検・助言に係る検証
- (2) 効果検証等に係る検証
- (3) その他E B P Mの取組に係る検証
- (4) 今後の取組について
- (5) その他E B P Mの取組に関する全体スキームについて

3 構成員

別紙のとおり

4 運営等

- (1) 検証会は、株式会社メトリクスワークコンサルタンツが別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検証会は、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (3) 検証会は、座長代理を置くことができる。
座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、検証会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検証会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 検証会の議事概要及び資料は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検証等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。
- (6) 検証会の庶務は、株式会社メトリクスワークコンサルタンツにおいて行う。
- (7) 前各項のほか、検証会の運営その他の検証会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会構成員

(五十音順、敬称略)

小野 達也 追手門学院大学 地域創造学部 教授

小原 美紀 大阪大学大学院 国際公共政策研究科 教授

高久 玲音 一橋大学 経済学部 教授

若林 緑 東北大学大学院 経済学研究科 教授

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会検証結果 取りまとめ（令和6年度）における今後の課題への対応

令和7年度 第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
（令和7年12月10日）

厚生労働省政策統括官付
政策立案・評価担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

(1) 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証

	検証結果（指摘）	対応
①	<p>(ア) 事業の必要性・重要性の適切な記載</p> <p>今年度実施した行政事業レビューシートの点検（詳細チェック）について、事業の目的や現状・課題欄が適切に記載されておらず、事業を実施する必要性・重要性が確認できない事業が見られた。現状・課題欄では、理想と現状のギャップ及びそのギャップを引き起こしている原因について、可能な限りデータを用いて記載することを徹底することが望ましい。また、事業が複数の目的をもっている場合は、その目的を明示的に記載するようフィードバックすることが望ましい。</p>	<p>詳細チェックにおいて、現状・課題欄では、理想と現状のギャップ及びそのギャップを引き起こしている原因について、可能な限りデータを用いて記載するよう、また、事業が複数の目的をもっている場合は、その目的を明示的に記載するよう担当部局にフィードバックを行う。</p>
②	<p>(イ) 事業の論理構造の適切な記載</p> <p>今年度実施した行政事業レビューシートの点検（詳細チェック）について、アウトカム欄にアウトプットに相当するものが記載されていたり、長期アウトカムに至るまでのロジックに飛躍があったり、長期アウトカムが事業の目的と整合していなかったりするなど、事業の論理構造が確認できない事業が見られた。事業の進捗・効果を適切に把握・評価するため、アウトカムを段階的かつ論理的に設定することを徹底することが望ましい。</p>	<p>詳細チェックにおいて、アウトカムを段階的かつ論理的に設定することを徹底するよう担当部局にフィードバックを行う。</p>
③	<p>(ウ) 行政事業レビューシートに関する知識・姿勢の浸透</p> <p>行政事業レビューシートが適切に記載されていない要因として、職員が基本的な知識を十分に習得できていないことが考えられる。そのため、内閣官房行政改革推進本部事務局が作成している行政事業レビューシートに関する執務参考資料について、周知・啓発を行ったり、職員研修の場で積極的に活用したりするなど、職員に浸透させることが望ましい。また、行政事業レビューシートはあくまでもツールであり、事業の背景や目的、ロジックを捉えた上で、それらをシートに落とし込むという姿勢が職員に浸透するよう取組を進めることが望ましい。</p>	<p>職員が基本的な知識を十分に習得できるよう、内閣官房行政改革推進本部事務局が作成している行政事業レビューシートに関する執務参考資料について、EBPMの実践依頼等の機会を捉えて周知を行っている。また、事業の目的を認識した上で、行政事業レビューシートを基礎的なEBPMの実践のためのツールとして活用する知識が職員に浸透するよう、引き続き研修の実施など人材を育成するための取組を行っていく。</p>
④	<p>(エ) 生成AIの信頼性に係る周知</p> <p>今年度実施した行政事業レビューシートの点検（簡易チェック）について、職員が生成AIの精度を十分に認識できていないと、生成AIが誤った指摘を行った場合、その指摘に従って行政事業レビューシートを記載するというリスクも考えられる。そのため、担当部局に対して簡易チェックの結果を提供する際には、複数の生成AIの結果を提供する等、生成AIの信頼性を職員が認識できるような工夫を施すことが望ましい。</p>	<p>指摘を踏まえ、職員が生成AIの信頼性を認識できるよう、担当部局に送付するEBPMの実践に関する説明資料の中に複数の生成AIの結果を比較した資料を盛り込んだ。</p>
⑤	<p>(オ) 生成AIを活用した試行的な取組の公開</p> <p>今年度実施した行政事業レビューシートの点検（簡易チェック）について、生成AIが的確な指摘を行うようにするためには、人間によるアシストが必要であり、そのような知見の積み重ねによって、生成AIの有効かつ効率的な活用方法を見出せる。そのため、今年度の生成AIを活用した試行的な取組の内容や経験を公開し、知見等を広めていくことが望ましい。</p>	<p>厚生労働省における生成AIを活用した取組内容の公開は予定していないが、内閣官房行政改革推進本部事務局におけるAIプロや行政事業レビューAIアイデアソン・ハッカソンなどの取組の公開により、知見等は広まっていくと考えている。なお、行政事業レビューAIアイデアソン・ハッカソンについては、厚生労働省も参加し、行政事業レビューシートの点検へのAIの活用の経験を活かしたアイデア・意見が採用されている。</p>

(2) 効果検証等に係る検証

	検証結果（指摘）	対応
⑥	<p>（ア）検証に向けた継続的なフォローアップ</p> <p>来年度以降に効果検証を予定している「困難な問題を抱える女性支援推進等事業」について、アウトカムの一部において、効果検証に必要な事前データが取得できていない状況が確認された。効果検証に向けた分析手法や必要なデータ等を事前に設計している以上、その設計に変更が生じた際には、担当部局へ適切な代替案を提示・検討するなど、効果検証事業の実施状況等を踏まえながら、継続的にフォローアップすることが望ましい。</p>	<p>効果検証を予定している担当部局に対しては、必要に応じてヒアリングを行い、取得済みのデータ、今後取得予定のデータ等を確認した上で、データの取得状況等に変更が生じた場合には、代替の分析方法を提示するなど継続的なフォローアップを実施している。</p>
⑦	<p>（イ）背景・文脈の把握</p> <p>今年度実施した「若年者の技能検定受検料減免措置」の効果検証について、その措置を実施する背景や文脈を踏まえないと、分析結果の解釈に当たって、混乱が生じる可能性がある。そのため、政策を評価する上では、その目的や内容、制度変更を行った要因等、背景となる情報を収集した上で、分析結果を整理・解釈することが望ましい。</p>	<p>今後の効果検証においては、事業の背景となる情報も踏まえて、分析結果の整理・解釈を行う。</p>
⑧	<p>（ウ）前向き検証の実践</p> <p>今年度実施した効果検証については、いずれも事業実施後（後ろ向き）の検証であり、取組の有効性を精緻に検証することは難しい。そのため、実施上のコストが生じないようなやり方で、厚生労働省の事業の中から、試行的にRCT（ランダム化比較試験）等の「前向き検証」を行うことを検討することが望ましい。</p>	<p>新規採用職員研修において、RCTによりノーベル経済学賞を受賞した例などを紹介するなど、各種研修の機会にRCTの有効性の周知に努めている。今後も、担当部局において、政策介入の方法として、RCT等が検討対象となるよう、各種研修を通じて、RCT等の「前向き検証」の有効性について周知していく。</p>
⑨	<p>（エ）コスト観点からの分析</p> <p>今年度実施した「特定健康診査・保健指導に必要な経費」の効果検証については、各取組と受診率との関係を分析するにとどまっているが、保険者（自治体）における実装を踏まえると、その取組のコストも重要な要素である。そのため、政策の実装に当たり、特にその費用対効果が重視されるような政策の効果検証においては、実施上のコストも考慮しながら分析を行うことが望ましい。</p>	<p>今後は、政策の実装に当たり、費用対効果が重視されるような政策の効果検証においては、その取組の実施上のコストも考慮した分析の検討を行う。</p>
⑩	<p>（オ）受益者視点の効果検証</p> <p>来年度以降に効果検証を予定している「地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業」について、政策の対象者である自治体の業務効率化をアウトカムとして設定しているが、その業務効率化による効果として、自治体によるサービスの質が維持・向上されることも重要な視点である。そのため、効果検証に当たって、政策の対象者（例：自治体）だけでなく、対象者を通じて政策効果を受ける受益者（例：国民）への効果も検討するなど、広がりのある効果検証を検討することが望ましい。</p>	<p>「地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業」の効果検証については、アウトプットの状況及び効果検証が事業改善のPDCAに資する実効性が限定的であることを踏まえると効果検証を実施する意義は乏しいことから、効果検証は見送ることとしたい。（詳細は資料3参照）</p>

(3) その他 E B P M の取組に係る検証

	検証結果（指摘）	対応
⑪	<p>(ア) 受講者へのアンケートを踏まえた改善</p> <p>今年度実施した E B P M 研修について、受講者アンケートにおいて、「（問題解決の型に沿った政策立案や政策効果の検証を）あまり実践したいと思わない」と回答した受講者が数名見られた。アンケートの自由記述欄等から、そのように回答した理由等を把握し、研修の改善に役立てることが望ましい。</p>	<p>令和 6 年度 E B P M 研修の受講者アンケートにおいて、左記のように回答した理由等を確認することは困難だが、令和 7 年度 E B P M 研修の受講者アンケートにおいては、左記の設問の他、満足度について「やや不満」「非常に不満」と回答した場合、理解度について「あまり理解できなかった」「全く理解できなかった」と回答した場合には、自由記述欄にその理由を記載するよう改めた。受講者アンケートについては、自由記述欄の記載を含めたアンケートの結果を今後の E B P M 研修の改善に役立てる。</p>
⑫	<p>(イ) 研修間での内容のつながり</p> <p>今年度実施した E B P M 研修について、行政事業レビューへの理解度を高めるような内容も取り入れることが必要であり、行政事業レビューに関する基礎的な知識習得を目的とした研修と、E B P M に関する高度な知識習得を目的とした研修において、受講者が両者のつながりを理解できるような工夫を施すことが望ましい。</p>	<p>行政事業レビューシートの構造や記載すべき内容については、基礎研修に取り入れている。また、基礎的な E B P M の習得のための、行政事業レビューシートの活用の特化した研修として E B P M 実践担当者研修を実施している。基礎研修、応用研修については、両研修の内容のつながりが理解できるよう、研修間で工夫を施す。</p>

(5) その他 E B P M の取組に関する全体スキームに係る検証

	検証結果（指摘）	対応
⑬	<p>(ア) バランスを意識した E B P M の推進</p> <p>これまで厚生労働省では、効果検証を中心に先駆的に E B P M に取り組んできたが、政府の方針（行政事業レビューにおける「基礎的な E B P M」の実践）を踏まえ、効果検証に向けた取組の比重が低下する懸念がある。そのため、全事業を対象とした行政事業レビューの取組と厳密な効果検証とのバランスを意識し、効果検証がおろそかにならないように、E B P M の取組を推進することが望ましい。</p>	<p>行政事業レビューにおける「基礎的な E B P M」の実践と効果検証とのバランスを意識し、効果検証の新たなスキームを検討しつつ、E B P M の取組を推進する。</p>